

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の変更案に対する
パブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

<p>実施方法及び結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和2年11月26日（金）から令和2年12月25日（金）まで 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における「意見提出フォーム」からの御提出又は電子メール 提出意見数：4件（4者14件）
--

番号	基本方針(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	P. 2 二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標	再資源化を実施すべき量に関する目標をもっと高められたい。 平成30年度までの目標14万トンが令和5年度までの目標に置き換えられただけである。生活環境の保全、資源循環のためには目標をもっと高くすべきである。	○平成30年度の使用済小型電子機器等の回収量の実績が約10万トンと、これまでの目標である14万トンの回収を達成できなかったことを踏まえ、まずは当初からの目標である14万トンの達成を目指すこととしており、原文のままとさせていただきます。
2	P. 2 二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標	リチウムイオン蓄電池を内蔵した小型電子機器の回収目標を新たに設定すべきである。 発火防止対策を製造事業者、小売業者、消費者にただちに求めるために、リチウムイオン蓄電池使用製品に特化した回収目標を設定すべきである。	○リチウムイオン蓄電池その他のリチウム蓄電池（以下「リチウム蓄電池」という。）及びリチウム蓄電池使用製品への対応については、小型家電リサイクル制度にとどまらない問題であり、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として、合理的かつ実効的な方策を考えていくことが必要と考えております。今後、リチウム蓄電池使用製品の輸入状況等の実態把握を含め、適切に進めてまいります。 ○いただきました御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
3	P. 5 三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項 3 小売業者の取組	小型電子機器、特に電子タバコに類する製品の輸入販売業者には、使用済機器の回収を販売ルートを使って実施するよう明記してはどうか。現在、小型家電リサイクルの対象になっていない電子タバコ類は、JTが自社販売品について回収の取り組みがはじめられているが、その他の輸入された電子タバコ類（ニコチンを含まないものも含め）については、明確な回収方法が示されていない。分解するのも危険で、結果として色々なゴミに混入し、焼却施設の火災の要因ともなっているのではないかと。	○小型家電リサイクル制度は、広域的に使用済製品を引き受け、再資源化する事業者を認定事業者として国が認定することを中心とした促進型の制度となっており、特定の者に回収を義務付ける制度とはなっていないため、原文のままとさせていただきます。 ○なお、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品への対応については、小型家電リサイクル制度にとどまらない問題であり、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として、合理的かつ実効的な方策を考えていくことが必要と考えております。 ○今後、リチウム蓄電池使用製品の輸入状況等の実態把握も含め、適切に進めてまいります。
4	P. 5 三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項 3 小売業者の取組 4 製造業者の取組	リチウム蓄電池内蔵製品の取り扱いについて、廃棄物処理施設において、リチウム蓄電池に起因する火災事故が散発しており、今回の基本方針の変更にあたって、使用済小型家電製品に内蔵されるリチウム蓄電池の取り扱いについて言及していることは評価できる。 さらに、変更案では、使用済小型家電の回収が市町村における廃棄物処理費用の削減につながるとともに、リチウム蓄電池に起因する火災等の発生抑制に寄与	○小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書において、製造業者等として「努めるべきである」と整理されたことを踏まえたものであり、原文のままとさせていただきます。 (参考) 報告書P.18(抜粋) ・リチウムイオン電池使用製品の製造業者等は、消費者がリチウムイオン電池を使用している製品かどうか判別できるように、製品本体、取扱説明書、ホーム

		<p>するものと位置付け、リチウム蓄電池の事前の分別を求めている。</p> <p>については、排出段階におけるリチウム蓄電池の分別の徹底を図るため、小型家電の製造業者や輸入業者からのリチウム蓄電池に関する情報提供を、努力規定ではなく「義務規定」とすべきと考える。</p>	<p>ページ等へ表示・記載するように努めるべきである。</p>
5	<p>P. 5</p> <p>三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項</p> <p>3 小売業者の取組</p>	<p>自ら輸入した小型電子機器等の販売を行う場合は、…リチウムイオン蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる「情報の提供に努めることが期待される」のうち、かぎかつこの部分は、「情報を提供する必要がある」とすべきである。</p>	
6	<p>P. 5</p> <p>三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項</p> <p>4 製造業者の取組</p>	<p>製造業者は、…リチウムイオン蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる「情報の提供に努める必要がある」のうち、かぎかつこの部分は、「情報を提供する必要がある」とすべきである。</p>	
7		<p>基本方針にリチウムイオン蓄電池に関する記述がなされたことを評価する。</p> <p>産業廃棄物処理過程でもリチウムイオン蓄電池の発火が増加している。全国産業資源循環連合会関東地域協議会の調査でも、1都7県でのリチウムイオン電池による発火件数は、2017年723件、2018年749件、2019年825件、2020年は1-6月の半年で608件と増加している。この対策が急務である。</p>	<p>○本改訂の趣旨に賛成の御意見として承ります。</p> <p>○なお、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品への対応については、小型家電リサイクル制度にとどまらない問題であり、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルート整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として、合理的かつ実効的な方策を考えていくことが必要と考えております。</p> <p>○今後、リチウム蓄電池使用製品の輸入状況等の実態把握を含め、適切に進めてまいります。</p>
8		<p>本理念はよろしいのですが、回収や再資源化に係る労力、費用、必要な資源エネルギー量も相当のものと見込まれます。関連するすべてのコスト・エネルギー量をきちんと計算したうえで、再資源化を推進するの可否かを決定するというステップを必ず踏んでください。</p>	<p>○費用対効果については、社会全体のコストを低減することを目指し、制度開始前に様々なシナリオを想定し、便益として金属の調達コスト削減便益、最終処分コスト削減便益、金属の安定供給便益を、費用としてコンテナ・ボックス準備費用、広報費用を定量的に評価、比較しております。(中央環境審議会(平成24年)、小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)(以下「第一次答申」という。)、p. 20)</p> <p>○なお、第一次答申においては、定性的な効果として、有害物質による影響やTMR(関与物質総量)の削減といった効果についても言及されておりますが、これらについては定量化できておりません。</p> <p>○いただきました御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
9		<p>産業廃棄物処理過程でのリチウムイオン蓄電池の発火事故を防止するため、「リチウムイオン蓄電池使用製品を使用する事業者やそれらの製品を使用する従業員のいる事業所に対しても、国、地方公共団体、製造業者及び小売業者は、適正な排出方法を周知する必要がある。」と明記されたい。</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではございませんが、参考意見として承ります。</p> <p>○なお、環境省では国民への普及啓発としてリチウム蓄電池の適正な排出を促すための動画制作等を実施中であり、これらの取組を通じて排出事業者等にも適正な排出を促してまいります。</p>
10		<p>資源有効利用促進法において、製造業者又は輸入業者はリチウムイオン蓄電池</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではござ</p>

		使用製品の表面に、電池の種類及び危険性を表示すること、と規定すること。	<p>いませんが、参考意見として承ります。</p> <p>○なお、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）において、指定再利用促進製品として同法施行令で定める電源装置、電動工具その他のリチウム蓄電池使用製品の製造業者は、リチウム蓄電池を使用している旨を本体へ表示することが求められております。</p>
11		<p>廃棄物処理法において、処理基準として、リチウムイオン蓄電池及びその使用製品は他の廃棄物と分別して排出しなければならない、と規定すること。また、委託基準として、リチウムイオン蓄電池の有無を処理業者に情報提供すること、と規定すること。</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではございませんが、参考意見として承ります。</p> <p>○なお、事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、排出事業者が適切に処理する責任があります。また、発火リスク等、産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事については、委託契約に含まれるべき事項として同法施行規則で規定しております。</p>
12		<p>認定事業者または産業廃棄物処理業者の積替保管施設、中間処理施設及びリサイクル施設における防火設備（温度・煙・炎のセンサー、監視カメラ、それらに連動するスプリンクラー等の消火設備や通報システムなど）の設置費用を補助する制度を創設すること。</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではございませんが、参考意見として承ります。</p>
13		<p>国及び製造業者は、発火のおそれのない全固体電池の普及・促進を図ること。</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではございませんが、参考意見として承ります。</p>
14		<p>プラスチックのリサイクル促進に関する施策への配慮について、当該基本方針の変更と時期を同じにして「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」が議論されており、この中では、従来の容器包装リサイクル法に基づく「プラスチック製容器包装」のリサイクルに加えて、その他の「プラスチック製品」や「事業系プラスチック」を合わせてリサイクルする仕組みが提起されている。</p> <p>ここで「プラスチック製品」は、これまでの「プラスチック製容器包装」以外の日常生活から排出されるすべてのプラスチックとされており、小型家電リサイクル法の対象製品が「プラスチック製品」としてプラスチックのリサイクルルートに排出、処理されることが危惧される。</p> <p>については、使用済小型家電製品等が「プラスチック製品」としてプラスチックのリサイクルルートに混入することがないよう、表示マークの徹底、住民、事業者等への周知等に一層努めるべく、基本方針にその旨を強調して記述することで、再資源化の過程（運搬・処分）での火災の発生を抑止していただきたい。</p>	<p>○いただきました御意見は、本パブリックコメントに直接関係するものではございませんが、参考意見として承ります。</p> <p>○なお、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品への対応については、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」の中でも「リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策を適切に進める」とされ、小型家電リサイクル制度にとどまらない問題であり、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として、合理的かつ実効的な方策を考えていくことが必要と考えております。</p> <p>○今後、リチウム蓄電池使用製品の輸入状況等の実態把握も含め、適切に進めてまいります。</p>